第1編 計画策定の基本的な考え方

第1 策定の趣旨

長野県は、平成20年(2008年)に、平成24年度(2012年度)を目標年度とする、長野県教育振興基本計画(以下「第1次計画」という。)を策定しました。

平成24年度(2012年度)末の第1次計画の期間満了を控え、少子高齢化や本格的な人口減少時代の到来、社会のグローバル化や情報化のさらなる進展など、教育を取り巻く環境変化や新たな課題が明らかになる中、第1次計画の成果と課題を検証した上で、改めて本県の教育政策の方向性を示すため、ここに、第2次長野県教育振興基本計画を策定します。

第2 計画の性格

本計画は、教育基本法第17条第2項**に基づき長野県が定める、教育の振興のための施策に関する基本的な計画です。

また、本計画は「長野県総合5か年計画」に対応する教育分野の個別計画としての性格を 有しています。

第3 計画の期間

本計画は、上位計画である「長野県総合 5 か年計画」の計画期間(平成 25 年度~29 年度)を踏まえ、平成 25 年度(2013 年度)を初年度とし、平成 29 年度(2017 年度)を目標年度とする 5 か年の計画とします。

[※] 文章中の※印(上付き小文字)がついている用語は、文末に用語解説があります。